

## 新しいNISA制度の概要と改正の狙い

### 安定的な資産形成の促進と成長資金の供給拡大を目指す

金融庁 総合政策局 総合政策課 総合政策監理官 三浦 知宏

2020年度税制改正大綱では、NISA制度の見直し・延長が決定された。これは、NISA制度の政策目的である成長資金の供給拡大を促しつつ、家計の安定的な資産形成をさらに推し進めていくことが目的である。具体的には、「つみたてNISAの5年間延長」と「一般NISAを改組し、24年から5年間の措置」「ジュニアNISAを延長せずに23年末に終了」の三つをパッケージとして措置する。当局としても、24年からの円滑なスタートに向け、周知・広報活動を行っていく方針だ。

### NISA制度の政策目的と利用状況

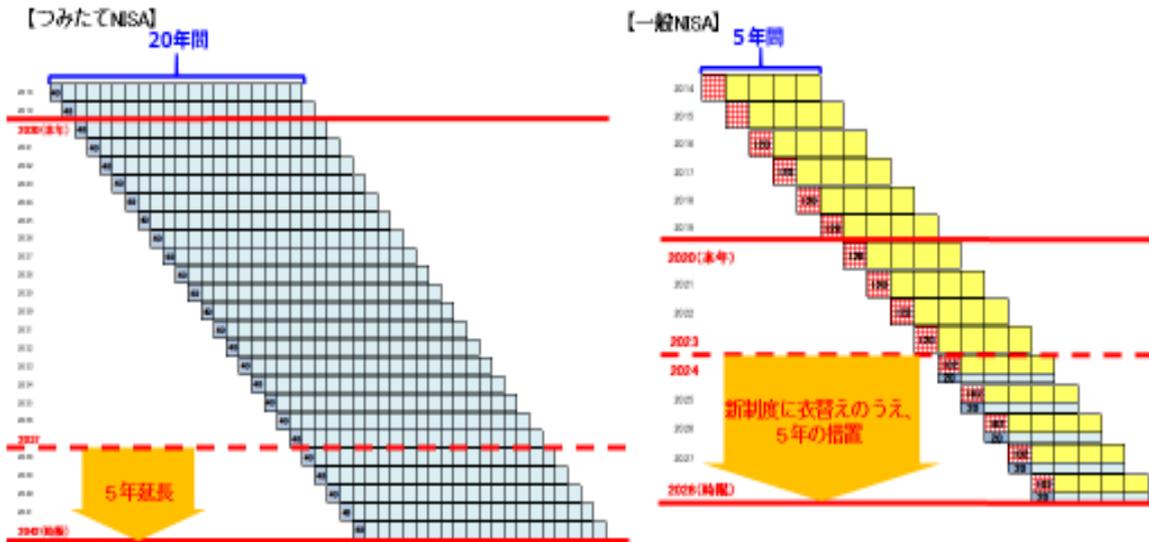
一般NISAは、「家計の安定的な資産形成の支援」と「成長資金の供給」を目的として2014年に導入されたものだ。こうした政策目的に鑑み、投資対象の範囲は広く、上場株式・公募株式投資信託・ETF・リートなどが含まれる。他方、つみたてNISAは、「家計の安定的な資産形成の支援」に政策目的を絞り込み、少額から低コストで長期・積立・分散投資を行う制度として18年に導入された。なお、ジュニアNISAは、つみたてNISAの創設よりも早い16年に、未成年者を対象に導入された。

19年9月末時点で、一般NISAの総口座数が約1170万口座、総買付額が約17兆4000億円、つみたてNISAの総口座数が約171万口座、総買付額が約2300億円となっており、年々利用者数や買付額が伸びている。利用者の特徴を見ても、一般NISAは利用者の7割が50代以上のシニア層に対し、つみたてNISAはその7割が20～40代の若年層であるほか、日本証券業協会のデータによると、一般ISAやつみたてNISAの利用者について、年収500万円未満が約7割、金融資産1000万円未満が約半数を占めている。

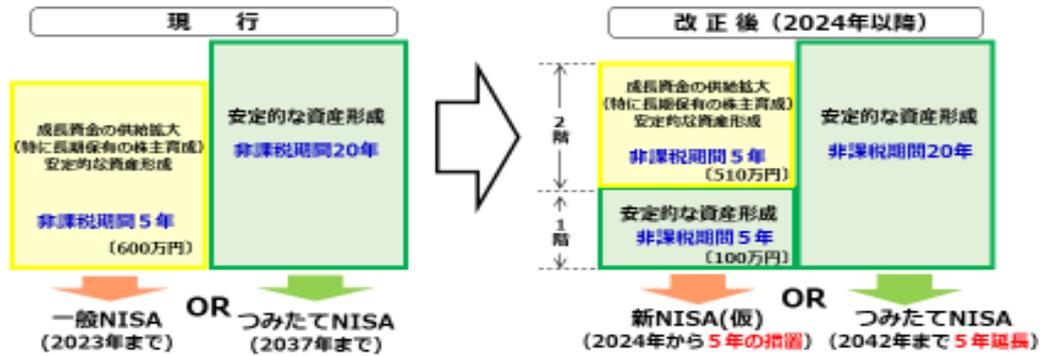
このように、NISA制度は、さまざまな年齢層、所得・資産階層に多く利用されており、家計の安定的な資産形成を支援するためのツールとして有効に機能しているといえる。特に一般NISAは、総買付額のうち上場株式が7.0兆円を占めており、成長資金の供給という日本経済にとっての重要な役割を果たしている。

一方、NISA制度は時限措置であるため（一般NISAは23年末、つみたてNISAは37年末まで）、非課税で投資ができる期間が年々短くなっていくことが大きな論点となっていた（例えば20年からNISA制度を利用する場合、一般NISAの投資可能期間は残り4年間、つみたてNISAは残り18年間となる）。

〔図表1〕つみたてNISAと一般NISAの期限



〔図表2〕NISA制度改正前後の比較



### 三つの改正ポイント

20年度税制改正大綱では、NISA制度の見直し・延長が決定され、具体的には「経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長する」旨が盛り込まれた。これが意味するところは、大きく以下の3点にまとめることができる(図表1、2)。

- ① つみたてNISAについては、現行の制度内容を維持し、制度期限(37年)を5年間延長
- ② 一般NISAについては、より多くの国民に長期・積立・分散投資を始めるきっかけにしようと同時に、引き続き成長資金の供給を促進できるように制度を見直したうえで、24年から5年間の措置
- ③ ジュニアNISAについては、延長せずに23年末に終了

上記①・③の改正内容は非常にシンプルでわかりやすいが、②の一般NISAの見直し(以下、見直し後の一般NISAを「新NISA」と呼ぶ)は、現行制度の単純延長ではない。大綱では、「より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間を5年間延長する」旨が記載されているが、こうした新NISAの仕組みが複雑でわかりにくいとの声が多く聞かれる。そこで、現在、金融庁で行っている周知・広報活動で聞く質問の中から、「よくある質問とその回答」を紹介しつつ、新制度について解説する。

#### よくある質問とその回答

##### (1) 新たに2階建てにした理由と投資の仕組み

###### —— そもそもなぜ、新NISAを2階建てにしたのか

現行の一般NISAは、家計の安定的な資産形成の支援に加え、成長資金の供給拡大を目的に設けられた。新NISAについては、一般NISAが担っている成長資金の供給拡大を促しつつ、あわせて少額からの長期・積立・分散投資を行える制度に改組するものだ。

そのため、1階部分(年間20万円)は、家計の安定的な資産形成をさらに促進するため、より多くの方々に長期・積立・分散投資を始めるきっかけとしてもらう観点から、つみたてNISAと同様の制度とした。

また、2階部分(年間102万円)は、原則として1階部分で積立投資を行った者が使えるものとして、成長資金の供給拡大の観点から、現行の一般NISAに比べて投資対象を一部見直したうえで、上場株式を含む幅広い商品に投資可能な制度とすることとした。

—— 1階部分は低リスク商品が対象ということか

低リスク商品ということではなく、現行のつみたてNISAで投資可能な商品を対象としている。

—— 1階部分を使いきらないと、2階部分への投資をすることができないのか

2階部分を利用するために、1階部分の20万円をすべて使いきる必要はない。1階部分の一部を利用してもらえれば2階部分の利用が可能となっている。ただし、1階部分を使いきっていなかったとしても、2階部分の限度額は年間102万円となる。また、1階部分の積立投資を開始すると同時に、2階部分の投資を行うことも可能である。

—— 1階部分を利用せずに、2階部分だけを利用することはできるのか

新NISAにおいては、2階部分を利用するためには、原則、1階部分を利用することが前提とされている。ただし、これまでNISA口座を開設していた者、または上場株式等の取引を行ったことのある者については、例外として、1階部分を利用せずに2階部分で「上場株式」に投資をすることができる。なお、当該例外措置では、投資対象が「上場株式」に限定されている。これは、上場株式が新NISAの重要な政策目的である成長資金の供給拡大に資することによるものだ。

—— 1階部分を通じて、安定的な資産形成を促進するとあるが、5年間の非課税保有期間では効果が限られるのではないか

1階部分で投資した商品については、5年を経過したあと、非課税期間20年間のつみたてNISAにロールオーバーすることが可能であり(簿価ベース)、その結果、最長で25年間非課税で保有することができる。

—— 現行の一般NISAに比べ、新NISAの2階部分は投資対象を絞り込むということだが、具体的にはどのようなようになるのか

NISAの政策目的である「家計の安定的な資産形成の支援」および「成長資金の供給拡大」の観点から、これらの政策目的に沿うものとは考えにくい、レバレッジの効いた投資信託や、上場株式のうち整理銘柄・監理銘柄を2階部分の投資対象から外す予定だ。レバレッジの効いた投資信託の具体的な範囲については、今後、告示などにより明確にしていくこととなる。

## (2) 現行の一般・ジュニアNISAの取扱い

—— 現行の一般NISAを利用している人が、24年以降に引き続き新NISAを利用しようとした場合、一回清算・現金化してから新NISAを利用することになるのか

現行の一般NISAを利用されている方については、5年間の非課税期間終了時において、新NISAにロールオーバーをすることが可能だ(時価ベース)。その際に、2階部分から枠を先に利用していくことになるが、仮に102万円を超える金額を

ロールオーバーするときは、1階部分の枠も利用することに留意する必要がある。また、1階部分を費消しても、なお、ロールオーバーする金額がある場合は、その金額全体をロールオーバーすることができる(例えば 150 万円をロールオーバーする場合、2階部分と1階部分を使いきることになるが、150 万円全額を新NISAの2階部分に入れることができる)。

—— ジュニアNISAは期限の延長を行わず、23 年末で終了とされているが、24 年以降、ジュニアNISAはなくなってしまうのか

ジュニアNISAは未成年者名義で非課税投資ができる制度として16年から23年末までの時限措置として設けられた。他方、利用実績が乏しいこと(19年9月末時点で口座数34万口座、買付額1500億円)などから、20年度税制改正では、期限の延長を行わないこととされた。

これは、24年以降にジュニアNISAによる新規での投資ができなくなるということであり、ジュニアNISAという制度の存在が23年末をもってただちになくなるということではない。それまでに投資していた方は、名義人である未成年者が成年年齢(引下げ後は18歳)になるまでは、引き続き保有することができる。

なお、ジュニアNISAにおいては18歳まで引き出し制限が設けられているが、24年以降は、ジュニアNISA口座で保有している資産の全額について、遡及課税なく払い出しを行うことが可能となる予定である。

### 円滑なスタートを期待

新しいNISA制度は、成長資金の供給拡大を促しつつ、家計の安定的な資産形成をさらに促進する観点から、三つの見直しをパッケージとして措置したものである。特に新NISAは、24年からスタートすることとなっており、それまでの間に、当局や業界団体などによる制度の周知・広報、業界などにおけるシステム対応など、円滑なスタートに向けて各関係機関が必要な準備を行うこととなる。

24年以降に、20年度税制改正大綱で定められた枠組みに基づいて新制度が開始される。制度のさらなる将来のあり方については、24年以降のNISAの利用状況をよく把握・分析したうえで、検討することとしたい。

### 三浦 知宏(みうら ともひろ)

99年金融(監督)庁入庁。主に総務企画局政策課や国際室で税制改正や国際交渉に従事。米通貨監督庁(OCC)、日本銀行、内閣官房、在ニューヨーク総領事館に出向。16年7月に健全性基準室長(バーゼルⅢ実施担当)を経て、18年7月から現職。